

介護保険について ～サービス利用の方法～

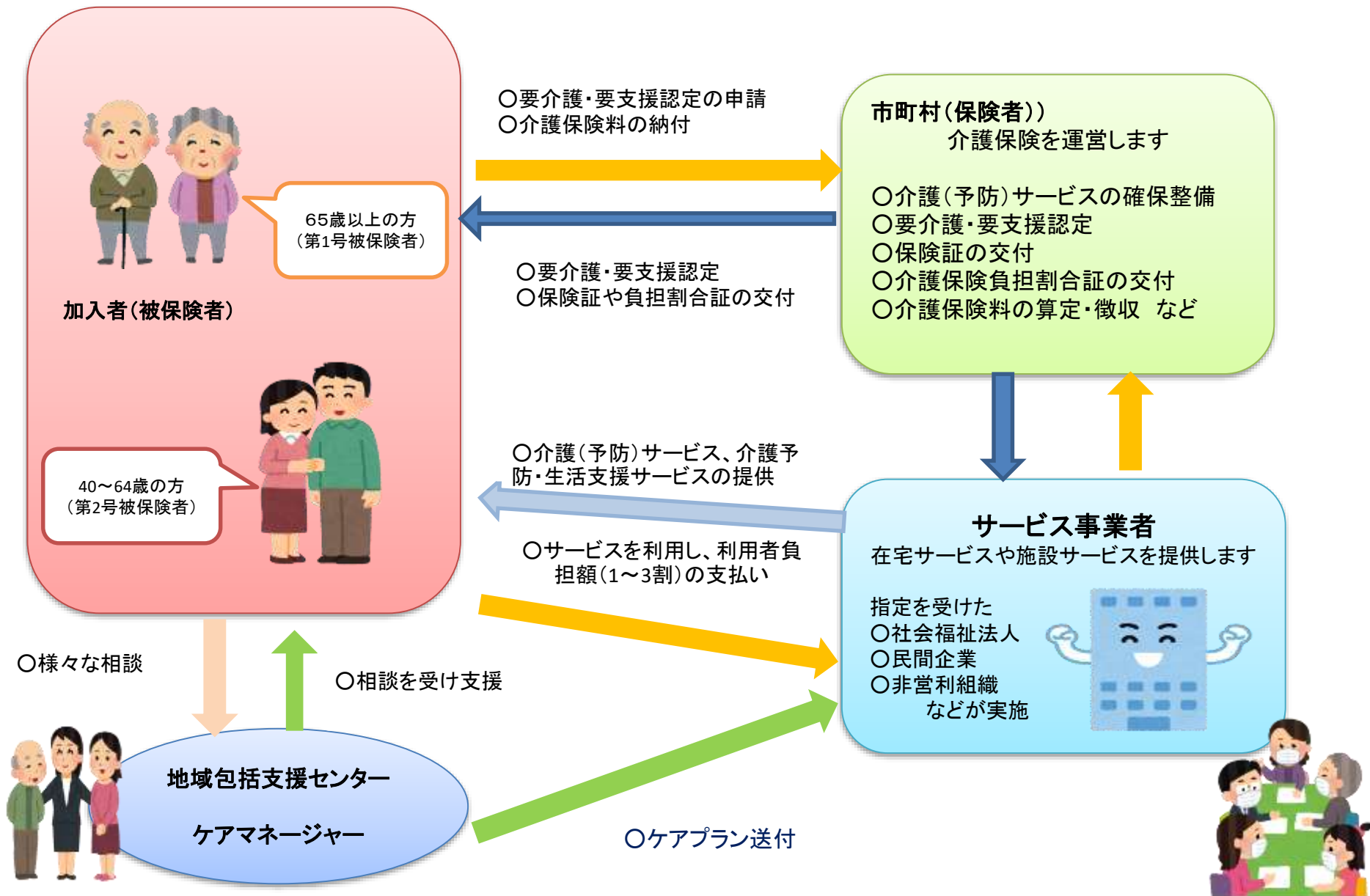
地域医療連携室

介護保険とは？



- 介護保険制度は、私たちの住む市町村が保険者となって運営します。40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定された時には、費用の一部(1割～3割)を支払って、サービス事業者から介護(予防)サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用する仕組みとなっています。

介護保険制度について



介護保険申請のタイミング



転倒して
入院した



体調が不安



買物が
つらい



老々介護



一人暮らしで不安



最近物忘れ
がひどい

要介護認定の手続きの流れ

相談(病院相談室、地域包括支援センター、市町村担当窓口へ)

要介護認定の申請→本人または家族が市町村などに申請

主治医の意見書

→市町村の依頼で主治医が意見書を作成

訪問調査

→認定調査員が自宅、病院を訪問して調査

要介護度の決定

認定結果通知→申請から30日ほどで自宅へ通知

要支援・要介護と認定

サービス利用へ

非該当と認定

介護度について

7つの区分
に分けられ
ます

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護保険でのサービス



病院の相談室について

- 病院1階 地域医療連携室
医療福祉相談室

入院・外来の患者さんやそのご家族からの相談を専門の相談員が対応させて頂いています。

担当の包括支援センターやケアマネージャーとも連携していきます。

介護保険のこと
経済的な問題
療養上のこと
各種制度手続きについて

ぜひ、ご相談ください

